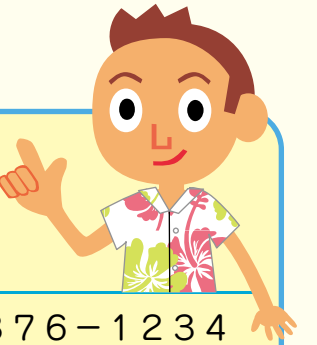




No.25 市税だより

問い合わせ ☎ 8 7 6 - 1 2 3 4
●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課 内線 (2211～2217)
●固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課 内線 (2261～2265)
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課 内線 (2315・2318)

◆市県民税のQ&A
市県民税について多く寄せられる質問に回答します。

Q市県民税とはなんですか？

A 税務署に納めている国の税金「所得税」に対し、「市民税」と「県民税」を合わせた地方税のことをいいます。「住民税」と総称されることもあり、毎年1月1日(賦課期日)現在浦添市在住の方を課税対象とします。また、納付された県民税については、浦添市が沖縄県に納付します。左の「表1」で市県民税と所得税の相違点をいくつか紹介します。

課税対象	市県民税(住民税)	所得税
前年(平成24年)の所得	一律10%(市6%(県4%))	累進課税(5%～40%)
現年の所得		
納付方法	特別徴収(給与・年金天引き) 普通徴収(自己納付)	源泉徴収(天引き) 確定申告による納付
均等割	あり	なし

今月は、固定資産税・市県民税についてお知らせします。

◆家屋に変更がある場合について

所有する家屋に次のような変更がある場合には届出をお願いします。
①増築・取り壊しをした家屋がある場合。
②用途を変更した家屋がある場合。

無届による新増築等があった場合には、随時実施調査を行っています。調査の際にはご理解とご協力をお願いします。

◆土地家屋現況図の交付について

航空写真を重ねた土地家屋現況図がこれまでの白黒印刷に加え、カラー印刷でも交付が行えるようになりました。交付開始日および手数料は次のとおりです。

カラー印刷 交付開始日	カラー印刷 交付手数料
平成25年8月1日	500円 ※白黒印刷交付手数料は現状300円のまま変更ありません。

◆固定資産税のQ&A

固定資産税について多く寄せられる質問に回答します。

Q地価が下落しているのに税額が上がるのはなぜですか？

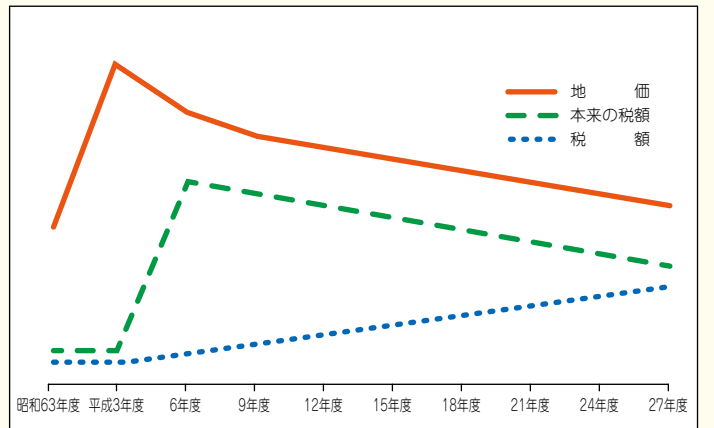
A 以前は、全国の市町村ごとに宅地の評価水準が違ったため、評価額や税額にばらつきがありました。

この評価額や税額の不均衡を是正するため、平成6年度に全国一律で地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われました。

その評価替えにより、それまで評価額の低かった市町村では急激に評価額が上昇することになりましたが、税額の急激な上昇は納税者の負担となるため、税額を緩やかに上昇させていく負担調整措置が講じられました。

浦添市においても、まだ税額が本来の水準まで達していないため、負担調整措置がとられています。そのため、地価が下がっても税額が上昇するという現象がおきています。

下の表は地価、本来の税額、現在の税額をわかりやすくグラフに表したものです。



※この図は分かりやすく説明するため、簡易な表示となっています。

Q平成24年度の所得は何年度の証明書になりますか？

A 証明書の請求をする際に間違いやすいのが「年度」です。表1にもあるように市県民税(住民税)は翌年に課税するので、「平成25年度証明」というのは平成24年分(平成24年1月～12月)の所得のことになります。

平成25年度証明	平成24年分(平成24年1月～12月)
平成24年度証明	平成23年分(平成23年1月～12月)
平成23年度証明	平成22年分(平成22年1月～12月)

また所得証明書は、市県民税(住民税)の年度が6月から翌年5月までの1年間となっていますので、毎年6月に年度切替えがあります。よって、平成25年度証明書は平成25年6月1日から交付されます。

市民課前の自動交付機上部にもピンク色紙で注意書きをしています。確認をしてから年度の指定をしましょう！

Q平成25年3月に定年退職し、現在無職なのに納税通知書が届いた。間違っているのですか？

A 市県民税(住民税)は翌年課税になるので、仕事をしていた平成24年中の所得に対して平成25年に課税します。

サラリーマンの場合は市県民税を6月分の給与から毎月天引きします。(特別徴収という)

しかし、退職者はそれができないので、納税通知書で銀行やコンビニなどで納付してもらいます。(普通徴収という)

逆に平成25年4月入社(前年の収入0円)の方の場合、平成25年度の市県民税の納付はありません。

平成26年6月分から市県民税が給与天引きされます。

Q平成25年度4月から浦添市に住んでいます。所得証明書は取れますか？

A いえ、平成25年1月1日に住んでいた住所でなければ証明書の交付はできません。よって前居住地での交付となります。

同様に、平成25年1月2日以降に県外へ引っ越しをしても、平成25年度の市県民税は浦添市に納めることになります。所得証明書も浦添市が交付することになります。

休日納税相談窓口

ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。
日時：8月18日(日) 午前9時～午後5時
場所：納税課 窓口 (市役所本庁舎2階)
※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

市県民税第2期分の納期限は 9月2日(月)です。忘れずに納めましょう！

	93万円	100万円	103万円
給与収入103万円までは扶養の範囲となり、所得税はかかりません。しかし、市県民税(住民税)は基礎控除が所得税と異なるため、給与収入が100万円を超える、給与収入が93万円を超える均等割りが課税される場合があります。	均等割なし 所得割なし	均等割あり 所得割なし	均等割あり 所得割あり

Qパートをしている主婦です。夫の扶養に入っているのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している固定資産を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。したがって、平成25年1月10日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、平成25年度の固定資産税の課税対象となります。

Q平成25年1月10日に取り壊した家屋についても、平成25年度の固定資産税の課税対象となっています。なぜですか？